

ニュースポーツ・eスポーツ競技環境整備支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、ニュースポーツ・eスポーツ競技環境の充実を図るため、ニュースポーツ・eスポーツの大会の開催及び人材育成のためにサンガスタジアム by KYOCERA（府立京都スタジアム）を活用して事業者が行う事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ニュースポーツ 新しいジャンルで、その裾野拡大のための大会開催や人材育成などの環境整備が必要なもの。

（ただし、サンガスタジアム by KYOCERA（付帯施設及びかめきたスポーツパークを含む）で本来実施が見込まれるサッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、スポーツクライミング、3X3バスケットボール、フットサル、スケートボードは除く。）

(2) eスポーツ 対象とするeスポーツは以下の条件を満たすものとする。

① 高校生を含む年齢を対象年齢としているゲームタイトルであること

（対象年齢指定がない全年齢対象のゲームタイトルが望ましい）

② チーム対抗が可能なゲームタイトルであること（人材育成（eスポーツの関連領域であるプログラミングやホワイトハッカー等サイバーセキュリティ一人材の育成の取組に限る）に用いるゲームタイトルはこの限りではない）

③ 追加の課金なしで基本プレイが可能なゲームタイトルであること

④ 暴力的な表現や差別的な表現を含むゲームタイトルでないこと

上記の他、ハッキングコンテスト、ドローンサッカーなどデジタルデバイスを使

用する競技も対象とする。

- (3) 大規模大会 本事業による補助額が 1,000 万円以上のもので、オンラインも含めて概ね 30,000 人規模の集客を目標とする大会とし、府内外から参加者を募り、サンガスタジアム by KYOCERA の知名度向上、競技力向上及び地域活性化等につながる競技大会
- (4) 中規模大会 本事業による補助額が 500 万円以上、1,000 万円未満のもので、オンラインも含めて概ね 10,000 人規模の集客を目標とする大会とし、府内外から参加者を募り、サンガスタジアム by KYOCERA の知名度向上、競技力向上及び地域活性化等につながる競技大会
- (5) 小規模大会 本事業による補助額が 100 万円以上、500 万円未満のもので、オンラインも含めて参加者が 100 人以上を目標とする大会とし、府内外から参加者を募り、サンガスタジアム by KYOCERA の知名度向上、競技力向上及び地域活性化等につながる競技大会
- (6) 人材育成 ニュースポーツ及び e スポーツの選手や大会運営を支えるイベンター等の人材、又は e スポーツの関連領域であるプログラマーやホワイトハッカーなどサイバーセキュリティ人材の育成の取組

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(京都府による補助候補プロジェクトの公募)

第 4 条 知事は、補助対象事業の候補となるプロジェクト（以下「補助候補プロジェクト」という。）を募集するため、期限を定めて京都府のホームページに掲載することにより補助候補プロジェクトの公募を行う。

(補助候補プロジェクトの提案書の提出及び補助候補事業の認定)

第5条 補助候補プロジェクトの提案書は、別記第1号様式によるものとし、補助候補プロジェクトの提案者は知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の提案書の提出があったときは、ニュースポーツ・eスポーツ競技環境整備支援補助金に係る外部有識者からの意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）を開催し、当該意見聴取会の審査結果に基づき、補助対象の候補となる事業（以下「補助対象候補事業」という。）として認定を行うものとする。この場合において、知事は当該認定について必要な条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により補助対象候補事業の認定又は不認定を行ったときは、その旨をニュースポーツ・eスポーツ競技環境整備支援事業に係る補助候補事業認定通知書又は不認定通知書により、補助候補プロジェクトの提案者に通知するものとする。ここで認定通知を受けた提案者は、補助金の交付候補者（以下、補助対象候補者という。）となる。

4 意見聴取会の組織及び運営について必要な事項は、知事が別に定める。

(京都府による寄附の募集)

第6条 知事は、前条の規定により認定した補助対象候補事業について、最低目標金額を設定の上、期限を定めて京都府のホームページに掲載することにより企業版ふるさと納税による寄附の募集を行うものとする。

(補助対象事業の認定)

第7条 知事は、前条の規定により最低目標金額に達した事業を補助対象事業として認定し、最低目標金額に達しなかった事業を不認定とするものとする。

2 知事は、前項の規定により補助対象事業の認定又は不認定を行ったときは、その旨をニュースポーツ・eスポーツ競技環境整備支援事業に係る補助事業認定通知書又は不認定通知書により補助対象候補者に通知するものとする。ここで認定

通知を受けた補助対象候補者は補助金の交付対象者（以下、補助対象者という。）となる。

（認定の取消し）

第 8 条 知事は、補助対象候補者又は補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- （１）法令及びこの要領の規定に違反したとき。
- （２）偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- （３）事業を中止したとき。
- （４）その他知事が不相当であると認めたとき。

（交付の申請）

第 9 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請書は、別記第 2 号様式によるものとし、補助対象者は知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 補助対象事業者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、補助候補プロジェクトの提案者、補助対象候補者又は補助対象者が別記第 3 号様式による指令前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。
- 3 規則第 5 条の規定により補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 10 条 知事は、前条による交付申請があったときは、内容を審査し、補助金交付の可否について、補助対象者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第 11 条 規則第 9 条の規定による変更の承認に係る申請書は、知事が別に定める様式によるものとし、補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、変更の理由発生後速やかに、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(遂行状況の報告)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について随時報告を求めることができる。

(実績報告)

第 13 条 規則第 13 条に規定する実績報告書は、別記第 5 号様式によるものとし、補助事業者は、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第 14 条 知事は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その報告にかかる本事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の経理等)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(補助金の請求等)

第 16 条 補助事業者は、第 14 条の補助金の額を確定する通知を受けた後、請求書を知事に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 補助事業者は、次条に定める補助金の概算払により、既に補助金の一部の交付を受けている場合は、第 14 条の補助金の額の確定額との差額を請求するものとする。

3 補助事業者は、次条に定める補助金の概算払の額が、既に交付すべき補助金の額を超えている場合は、知事にその過払い額を別に通知する日までに返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第 17 条 補助事業者は、補助金の概算払を請求することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは 521、概算払請求書に第 6 号様式による別添を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項による概算払請求書を受けたときは、内容を審査し本事業の遂行上必要と認める場合は、交付決定額を上限として、概算払をすることができる。

(財産の処分の制限)

第 18 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用

年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

2 規則第19条第2号に規定する知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の備品及びその他の財産とする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月6日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表(第3条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助限度額
サンガスタジアム by KYOCERA を活用したニュースポーツ・eスポーツの大会の開催事業及び人材育成事業に係る経費。 ただし、対象とする競技については、第2条に規定の基準を満たすものとする。 なお、国又は地方公共団体による他の補助事業を受けている事業は、対象外とする。	ニュースポーツまたはeスポーツの競技、運営、人材育成に係る実績を有する者。	採択された事業実施に直接係る経費で、報償費(1時間あたり10,000円を上限、一日あたり50,000円を上限とする)、旅費(宿泊費は1泊あたり9,800円を上限とし、実績に応じて精算(食事代は除く))、需用費(食糧費、単価3万円以上の物品の購入費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認める経費	予算の範囲内